

## 第3章 新しい総合事業の実施に関する総則的な事項

### 1. 目的

新しい総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

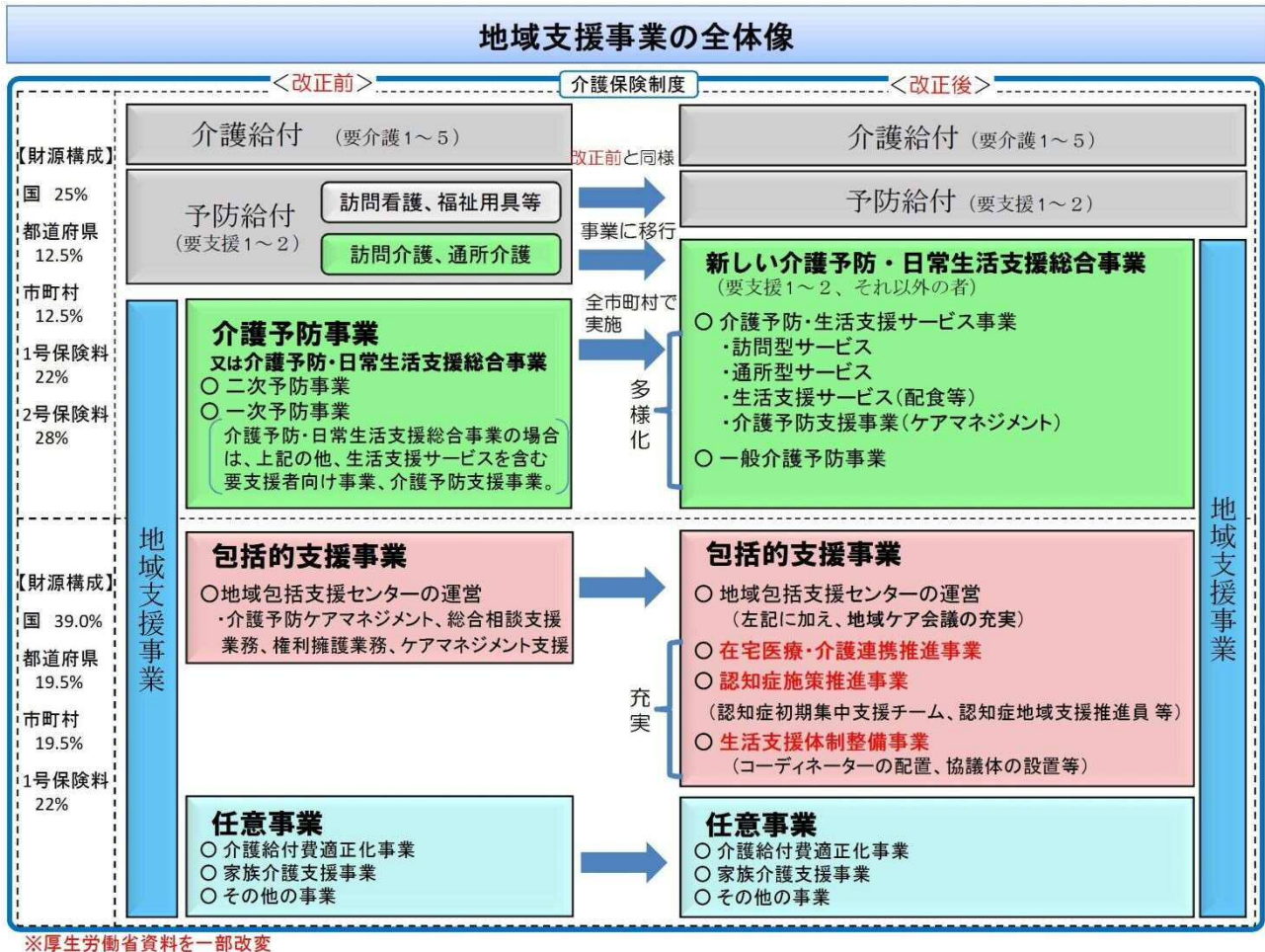
### 2. 背景及び基本的な考え方

総合事業は、1を目的として、住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービスを充実し、在宅生活の安心確保を図るとともに、住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価のサービスの充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的な介護予防ケアマネジメント自立支援にむけたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指すものであり、その背景及び基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 多様な生活支援の充実	住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備を進める。
(2) 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり	高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。
(3) 介護予防の推進	介護予防の推進に当っては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要である。そのため、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。
(4) 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援にむけたサービス等の展開	市町村、住民等の地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。
(5) 認知症施策の推進	ボランティア活動に参加する高齢者等に対して認知症の理解に関する研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。
(6) 共生社会の推進	住民主体の支援等を実施するに当たっては、地域のニーズが要支援者等のみに限定されるものではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効であることから、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境作りを心がけることが重要である。

### 3. 新しい総合事業の位置づけ

新しい総合事業は、旧介護予防訪問介護等から移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）と、第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う介護保険法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）からなります。



出典：厚生労働省

また、新しい総合事業では、改正前介護予防訪問介護等に相当する専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村の独自施策や市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、総合的なサービス提供が行われ、要支援者等の状態等に合ったふさわしいサービスが選択できるようにすることが重要である。その際、新たに総合事業によるサービスを利用する要支援者等については、住民主体の支援等の多様なサービスの利用促進を図っていくことが重要です。

#### 4. 市町村による効果的・効率的な事業実施

新しい総合事業の実施に当たっては、市町村は効率的な事業実施につなげていくことが求められます。そのため、市町村は以下のような取組により、効率的な事業実施に努め、結果として費用の効率化が図られることを目指すこととされています。

(1) 状態に応じた住民主体のサービス利用の促進	住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実
(2) 認定に至らない高齢者の増加	高齢者の社会参加の促進(支援を必要とする高齢者への「支援の担い手」としての参加等)や要支援状態となることを予防する事業(身近な地域における体操の集いの普及等)の充実
(3) 要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等	効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施

#### 5. 事業費の上限

新しい総合事業では、費用の伸び率が中長期的に、サービスを主に利用している75歳以上の高齢者数の伸び率程度となることを目安に努力することとされています。

さいたま市では、これまでの事業費の伸び率が約10%でしたが、これを75歳以上の伸び率である約5%以内にする必要があり、4にある事項の達成に向け取り組んでいきます。

上限額	=	平成28年度の 予防給付(訪問・通所・介護予防支援) +介護予防事業の総額	×	75歳以上の直近3年平均伸び率
-----	---	---	---	-----------------

※さいたま市の予防給付(移行分)の自然増

(平成21年から平成25年度の予防給付費の伸び率の平均)

▶平均約10%(介護予防訪問介護:4.91% / 介護予防通所介護:12.41% / 介護予防支援:9.10%)

※さいたま市の75歳以上の伸び

(平成24年から平成26年までの3年間の10月1日時点における人数の平均の伸び率)

▶約5%